

# 役員報酬及び費用に関する規程

2011年9月17日理事会承認

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人日本WHO協会（以下「本協会」という。）定款第29条但し書きの規定に基づき、常勤役員報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 本協会は、常勤役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2. 常勤役員には、（別表）常勤役員俸給表に基づく役員報酬を支払うこととし、その報酬額の範囲で、個別に本人と協議のうえ支払い方法等詳細を決定し契約を締結する。
3. 役員には、役員賞与を支給しない。

## (報酬の額の決定)

第4条 本協会の常勤役員報酬額は、（別表）常勤役員俸給表のとおりとし、各々の役員報酬額は俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決め

るものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 報酬を定例報酬として毎月定額支給する場合には、定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、事務局職員を対象とする給与支払いに準ずる。

(講師及び原稿執筆謝金)

第6条 役員が本協会より特別任務としてセミナー、研修会若しくはシンポジウムなどの会合における講師を委嘱したとき又は原稿執筆を委嘱したときは、同一内容について外部学識経験者に委嘱する場合の謝金水準を上限として講師謝金又は執筆謝金を支給する。

(退職慰労金)

第7条 退職慰労金は、支払わないものとする。

(費用)

第8条 本協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2. 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は事務局員への支給に準ずる。

(公表)

第9条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、総会の承認により行うものとする。

附 則

1. この規程は、公益法人登記の日から施行する。
2. 役員報酬の総額は、前年度末までに理事会で承認を受けた予算書に計上された金額を、新年度になって開催される最初の社員総会の審議にかけることとする。

(別表) 常勤役員俸給表 (単位：円)

	月額
第1号	100,000円
第2号	150,000円
第3号	200,000円
第4号	250,000円
第5号	300,000円
第6号	350,000円
第7号	400,000円
第8号	450,000円
第9号	500,000円
第10号	550,000円
第11号	600,000円
第12号	650,000円
第13号	700,000円